

児童手当受給者 様

瑞穂町福祉部子育て応援課子育て支援係

令和7年度児童手当現況届の提出について

6月は、児童手当の現況届提出月です。下記内容をご確認の上、同封した現況届を期限までに提出してください。提出がない場合は、令和7年8月分からの手当を受けることができませんので、ご注意ください。

1 受付期間

令和7年6月2日(月)から6月30日(月)まで(土・日曜日を除く)

2 提出方法

①郵送：同封の返信用封筒で郵送してください。

※子育て応援課への書類到達日が受付日となります。

★返信用封筒に入れるもの

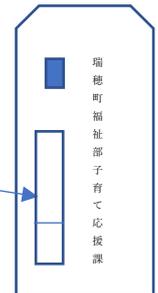
・現況届
・その他必要な書類
(切手不要)

②窓口：庁舎1階子育て応援課窓口 午前8時30分～午後5時

※マイナポータル(ぴったりサービス)
から電子申請もできます。



記名・提出する現況届に○印



3 提出書類

①「令和7年度児童手当現況届」

※ 令和7年1月1日時点で瑞穂町に住民登録がない方(受給者及び配偶者)は、マイナンバーによる情報連携で所得の確認を行うため、現況届の『本年1月1日時点の住所』を正確に記入してください。

なお、未申告等により、税情報が確認できなかった場合は、令和7年度住民税課税(非課税)証明書を提出していただきます。

②多子加算に該当しており、第三子以降算定額対象児童が進学していない受給者

・引き続き上記児童を監護相当の世話等をする場合(多子加算を受ける場合)

→「監護相当・生計費の負担についての確認書」

・上記児童を監護相当の世話等をしなくなった場合(多子加算を受けない場合)

→「児童手当額改定届」(減額申請)

※監護相当及び生計費の負担をしていることの確認のため、どちらかの書類の提出が必要です。

③別居監護など上記以外の書類が必要な方には、個別にご案内しています。

4 注意事項（必ずお読みください。）

- ① 現況届裏面の記入例を確認し、ご記入ください。
- ② 電話番号は、日中連絡が取れる電話番号をご記入ください。
- ③ 書き間違えた場合は、二重線を引いて訂正印を押してください。
- ④ 消えるボールペンや鉛筆で記入しないでください。
- ⑤ 児童数などの変更は、別途届出が必要です。
- ⑥ 記入もれ、書類の不足等がある場合は、修正や再提出が必要になります。

5 その他

- 18歳年度末経過後から22歳年度末までの子であって、その親等（受給者）に経済的負担等がある場合は、多子加算対象としてカウントします。
- 手当の振り込みについては、支払通知は送付しませんので、通帳を記帳し確認してください。
- 外国籍の方（受給者及び児童）は、在留資格や期間を公簿で確認しています。在留期限が切れる（住民登録が消除する。）と資格消滅になりますので、お気を付けてください。

令和6年10月から児童手当の制度が変わりました

- ①所得制限の撤廃
- ②高校生年代までの支給期間延長
- ③第3子以降の支給額を月3万円
- ④支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回
- ⑤多子加算のカウント対象の拡充

